

令和２年度建設工事等入札参加資格審査申請について

田辺市が発注する建設工事、測量・設計コンサルタント業務（以下「建設工事等」という。）の入札に参加を希望する方は、下記の資格審査申請要項をご留意の上、関係書類を添えて申請してください。

資格の有効期間は令和２年６月１日から令和３年５月31日までの１年間です。

記

（資格審査申請要項）

１．入札参加資格

建設工事等の入札に参加しようとする者に必要な資格は、次の各号のいずれかに該当する者でないこと。

- （１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項の規定に該当する者、又は同条第２項各号のいずれかに該当する事実があった後、２年を経過しない者
- （２）経営状況が著しく不健全であると認められる者
- （３）国税及び市税を滞納している者
- （４）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立てを行っている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てを行っている者で、これらの開始が決定されていない者。
- （５）入札参加資格審査申請書及びこれらの添付書類中の重要な事項について、虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- （６）建設工事の入札参加を希望する者で、建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第１項の規定による許可を受けていない者又は経営事項審査を受けていない者
- （７）測量業務の入札参加を希望する者で、測量法（昭和24年法律第188条）第55条の５第１項の規定による登録を受けていない者
- （８）建築工事の設計、監理業務の入札参加を希望する者で、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の３第１項の規定による登録を受けていない者

２．申請の書式及び提出部数

申請の書式、添付書類及び提出部数は、次のとおりとする。

（１）書式及び添付書類

①書式

- ・建設工事

「令和２年度 田辺市入札参加資格審査申請書（建設工事）」を使用してください。（国土交通省様式又は和歌山県様式でも可）

- ・測量、建設コンサルタント等

「令和２年度 田辺市入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」を使用してください。（国土交通省様式又は和歌山県様式でも可）

②添付書類

別紙提出書類一覧をご参照ください。

（２）提出部数 １部

（３）有効期間

令和２年６月１日から令和３年５月３１日まで（１年間）

（４）その他

①申請書類は、A４判のフラットファイル（色指定なし）に綴じて提出のこと。
また、ファイルの表紙と背表紙には「令和２年度建設工事等入札参加資格審査申請書」と「会社名」を必ず記入すること。

②申請に際しては、別紙「提出書類一覧」を参照のこと。

③郵送で送付される場合で受付票が必要な場合は、８４円切手を貼った返信用封筒を同封してください。（郵送は市外業者のみ可）

３．申請方法

申請の方法は、次のとおりとする。

（１）受付

郵送、又は直接持参

（２）受付期間

令和２年１月６日（月）から令和２年１月３１日（金）まで（期限厳守）

※受付時間：午前８時３０分～午後５時１５分（※正午から午後１時までは除く）

※土曜日、日曜日及び祝日は受付できません。

※郵送の場合は、令和２年１月３１日までの消印有効とします。

（３）受付場所・お問い合わせ

①田辺市役所

〒646－8545

和歌山県田辺市新屋敷町１番地

田辺市役所総務部契約課契約管財係

◎電 話 0739-22-5300（代表）内線2275

0739-26-9964（直通）

◎F A X 0739-26-9907（直通）

◎ホームページ アドレス

<http://www.city.tanabe.lg.jp/keiyaku/index.html>